議案第１６号～第２３号　資料

令和９年度川崎市使用教科用図書採択方針

１　目的

教科用図書は、各学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として使用を義務付けられているものであり（※１・※２）、児童生徒が学習を進める上で極めて重要な役割を果たすものである。よって、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続の公正かつ適正を期すため、「令和９年度川崎市使用教科用図書採択方針」（以下「採択方針」という。）を定めるもの

※１　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）

第３４条　小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

２・３　（略）

４　教科用図書及び第２項に規定する教材以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

５　（略）

※２　学校教育法

第４９条　第３０条第２項、第３１条、第３４条、第３５条及び第３７条から第４４条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第３０条第２項中「前項」とあるのは「第４６条」と、第３１条中「前条第１項」とあるのは「第４６条」と読み替えるものとする。

２　採択の基本的な考え方

（１）採択の権限

教科用図書の採択とは、学校において使用を義務付けられている教科用図書について、現在発行されている教科用図書の中から具体的に選定することをいい、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及びその他関係法令に基づき、教育委員会がその責任と権限の下（※３）、公正かつ適正に実施するものとされている。

※３　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）

（教育委員会の職務権限）

第２１条　教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

（１）～（５）　（略）

（６）教科書その他の教材の取扱いに関すること。

（７）～（１９）　（略）

（２）採択する教科用図書

令和８年度は、川崎市立学校において令和９年度に使用する教科用図書を採択する。なお、採択対象とする教科用図書は、文部科学省が作成する教科書目録に登載された教科用図書とするが、学校教育法附則第９条に規定する学校等においては、先の教科用図書以外の教科用図書を使用することができる（※４）。

※４　学校教育法

附　則

第９条　高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第３４条第１項（第４９条、第４９条の８、第６２条、第７０条第１項及び第８２条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第３４条第１項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

２　（略）

（３）教科用図書の調査審議

教科用図書の調査審議は、「教科書目録」に登載された教科用図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行うものとする。

（４）採択の透明化

教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択方針及び採択手順を事前に定め、公表するものとする。また、教育委員会における採択は公開するとともに、教科用図書選定審議会報告書等の資料については採択終了後に公開するなど、採択の透明化に努めるものとする。

（５）静ひつな採択環境の確保

教科用図書の採択を公正かつ適正に行うため、教科用図書について誹謗・中傷等が行われる中で採択がされたり、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められたなどの疑念が抱かれたりすることのないよう、静ひつな採択環境を確保するものとする。

（６）採択地区

ア　小学校及び中学校における採択地区（※５・※６・※７）は１地区とする。

採択地区の名称	採択地区に含まれる地域
川崎地区	川崎区 幸　区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区

イ　川崎高等学校附属中学校及び高等学校は学校ごとに採択を行う。特別支援学校及び特別支援学級は一括で採択を行う。

※５　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和３８年法律第１８２号）

（採択地区）

第１２条　都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

２　都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

３　（略）

※６　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

（教科用図書の採択）

第１３条　（略）

２　（略）

３　公立の中学校で学校教育法第７１条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前２項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

４～６　（略）

※７　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

（指定都市に関する特例）

第１６条　指定都市（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第１２条第１項の規定にかかわらず、指定都市の区若しくは総合区の区域又はこれらの区域を併せた地域に、採択地区を設定しなければならない。

２　指定都市の教育委員会は、第１０条の規定によって都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

３　第１３条第３項及び第６項の規定は、前項の採択について準用する。

（７）採択時期

採択は、令和８年８月３１日までに行うものとする（**※8**）。また、９月１日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、速やかに採択を行うものとする。

※８　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和３９年政令第１４号）

（採択の時期）

第１４条　義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の８月３１日までに行わなければならない。

２　９月１日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

３　教科用図書の調査審議

（１）教科用図書選定審議会

教科用図書の審議を行うため、川崎市附属機関設置条例（平成２７年川崎市条例第１号）に基づき川崎市教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）を設置し、教育委員会が教科用図書の調査審議を諮問する。

審議会は、調査研究会からの報告等を参考に調査審議し、全ての教科用図書に関する審議結果を教育委員会へ答申する。

（２）調査研究会

小・中学校における調査研究会は、教育委員会からの依頼を受け、教科ごとに教科用図書の内容を調査研究し、審議会へ報告する。高等学校においては、校内調査研究会により選定候補となった全ての教科用図書に関する内容を調査研究し、校内採択候補検討委員会へ報告する。

（３）校内採択候補検討委員会

各高等学校は、校長を長とし、校内とりまとめ担当者を中心とした校内採択候補検討委員会を設置し、各校の教科用図書採択の観点及び採択候補一覧を作成し、審議会へ報告する。

（４）校内調査研究会

校内調査研究会は、教育委員会からの依頼を受け、教科用図書の内容を調査研究し、小中学校は調査研究会、高等学校は調査研究会及び校内採択候補検討委員会へ報告する。また、特別支援学校及び特別支援学級設置校は、特別支援学校用教科用図書及び附則第９条図書の内容を調査研究し、審議会へ報告する。

（５）調査審議の観点

教科用図書の採択に当たっては、教育基本法（昭和２２年法律第２５号）及び学校教育法の理念の実現に向けて、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

ア　学習指導要領との関連

〇学習指導要領の各教科の目標や教育内容の主な改善事項を踏まえているか。

イ　編集の趣旨と工夫

〇編集の趣旨は適切であるか。

〇編集上の創意工夫はなされているか。

ウ　内容

〇内容の程度は、児童生徒の発達の段階に即して適切であるか。

〇既習内容を定着させるため、繰り返し学習させる内容は充実しているか。

〇社会的状況を反映した題材を取り上げ、児童生徒が興味を持って学習できるように配慮されているか。

〇他の教科等との関連が必要に応じて取り上げられているか。

○一面的な見解だけを取り上げているところはないか。
○児童生徒の理解や習熟の程度に応じた、発展的な学習の内容の取扱いは適切であるか。
○川崎市の教育が大切にしている視点を踏まえているか。
○小中高の学習の連続性を踏まえ、学校間で連携を図れるものであるか。

エ　構成・分量・装丁

○内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。
○各内容の分量とその配分は適切であるか。
○体裁がよく、児童生徒が使いやすいように配慮されているか（学習者用デジタル教科書が発行されている場合は、学習者用デジタル教科書も含む。）。

オ　表記・表現

○文章表現や漢字・仮名遣い・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。
○文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。
○文章・図版などの割付けは適切であるか。

４　教科用図書の採択手順

（１）小学校用教科用図書の採択

小学校用教科用図書は、現在使用している教科用図書と同一のものを採択（**※９・※１０**）する。

（２）中学校及び川崎高等学校附属中学校用教科用図書の採択

中学校用及び川崎高等学校附属中学校用教科用図書（**※９・※１０・※１１**）は、現在使用している教科用図書と同一のものを採択する。

（３）高等学校用教科用図書の採択

採択手順は、別紙「採択の手順フロー図①」のとおり行う。

・教科用図書採択の観点及び採択候補一覧の作成

ア　校内調査研究会は、教科ごとに全ての教員で構成する。１人しか配置されていない教科については、複数の教科で構成するなどの対応を図る。

イ　調査研究会は、各高等学校の全日制・定時制課程で、教科ごとに選任する。

ウ　校内採択候補検討委員会は、校長を委員長とし、校内とりまとめ担当者を中心として組織する。

エ　校内調査研究会は、教科用図書採択の観点を作成するとともに、教科ごとに選定候補となる複数の教科用図書について調査研究を行い、調査研究会及び校内採択候補検討委員会に報告書を提出する。発行者が１社のみの教科用図書については、その教科用図

書について調査研究を行い、報告書を提出する。

オ　調査研究会は、選定候補となった全ての教科用図書に関する内容の調査研究を行い、各高等学校の校内採択候補検討委員会へ報告書を提出する。

カ　校内採択候補検討委員会は、調査審議の観点を踏まえ、校内調査研究会及び調査研究会の報告書を基に、教科用図書採択の観点及び採択候補一覧を作成し、審議会に提出する。採択候補一覧には、採択候補となる教科用図書及び選定候補として調査研究を行った採択候補以外の教科用図書についての調査研究内容を掲載する。

（４）特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の採択

採択手順は、別紙「採択の手順フロー図②」のとおり行う。

ア　特別支援学校用教科用図書及び学校教育法附則第９条に規定する教科用図書については、校内調査研究会において調査研究を行い、審議会に報告書を提出する。

イ　特別支援学校の高等部で使用する教科用図書については、現在のところ特別支援学校用の文部科学省著作教科用図書及び検定済教科用図書も発行されていないため、教育課程について十分検討のうえ、適切な高等学校用教科用図書又は学校教育法附則第９条に規定する教科用図書を採択するものとする。

※９　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

（同一教科用図書を採択する期間）

第１４条　義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

※１０　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

（同一教科用図書を採択する期間）

第１５条　法第１４条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法附則第９条第１項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、４年とする。

２・３　（略）

※１１　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

（教科用図書の採択）

第１３条（略）

２　（略）

３　公立の中学校で学校教育法第７１条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は前２項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

４～６　（略）

５　教科用図書展示会

教科用図書の適正採択に資するため、教科用図書の見本を展示する「教科用図書展示会」を開催するものとする（**※１２**）。

※１２　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和２３年法律第１３２号）

（教科書展示会）

第５条　都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

２　（略）

＜開催期間（予定）＞

令和８年６月５日（金）から７月２９日（水）まで

＜会場・日時一覧（予定）＞

・**川崎市役所南庁舎**（川崎区東田町５－４）

令和８年６月１０日（水）～６月２４日(水)（土・日を除く。）午前９時～午後5時

・**川崎市教育文化会館**（川崎区富士見２－１－３）

令和８年６月２６日（金）～７月１日（水）午前１０時～正午　午後１時～午後６時

・**川崎市幸市民館**（幸区戸手本町１－１１－２）

令和８年７月３日（金）～７月８日（水）午前１０時～正午　午後１時～午後６時

・**川崎市教育会館**（中原区下沼部１７０９－４）

令和８年６月５日（金）～６月１８日（木）午前９時～正午　午後１時～午後５時

・**川崎市総合教育センター**（高津区溝口６－９－３）

令和８年６月５日（金）～７月１５日（水）（土・日を除く。）午前９時～午後５時

・**川崎市宮前市民館**（宮前区宮前平２－２０－４）

令和８年７月１０日（金）～７月１５日（水）午前１０時～正午　午後１時～午後６時

・**川崎市多摩市民館**（多摩区登戸１７７５－１）

令和８年７月２４日（金）～７月２９日（水）午前１０時～正午　午後１時～午後６時

・**川崎市麻生市民館**（麻生区万福寺１－５－２）

令和８年７月１７日（金）～７月２２日（水）（ただし、２１日(火)を除く。）午前１０時～正午　午後１時～午後６時

令和８年度 川崎市教科用図書採択スケジュール

月　日	名　称	内　容
4月21日	教育委員会	教科用図書の採択方針・採択に係る諮問
5月11日	第１回川崎市教科用図書選定審議会	委嘱状交付、趣旨説明
	調査研究会	委嘱状伝達、趣旨説明
6月～7月	教科用図書展示会	教科用図書の見本の展示 【川崎区】川崎市役所南庁舎 【川崎区】川崎市教育文化会館 【幸　区】川崎市幸市民館 【中原区】川崎市教育会館 【高津区】川崎市総合教育センター 【宮前区】川崎市宮前市民館 【多摩区】川崎市多摩市民館 【麻生区】川崎市麻生市民館 （開催日時は、各会場によって異なる）
7月21日	第２回川崎市教科用図書選定審議会	調査審議等
8月29日	教育委員会	令和９年度使用教科用図書採択

令和8年度　教科用図書展示会　来場者数・アンケート通数

会　　場	日程	来場者数（人）	アンケート通数（通）
南庁舎	令和8年6月10日（水）～令和8年6月24日（水） （土・日を除く。）	51	3
教育文化会館	令和8年6月26日（金）～令和8年7月1日（水）	23	9
幸市民館	令和8年7月3日（金）～令和8年7月8日（水）	55	9
教育会館	令和8年6月5日（金）～令和8年6月18日（木）	20	10
総合教育センター	令和8年6月5日（金）～令和8年7月15日（水） （土・日を除く）	31	9
宮前市民館	令和8年7月10日（金）～令和8年7月15日（水）	179	25
多摩市民館	令和8年7月24日（金）～令和8年7月29日（水）	125	27
麻生市民館	令和8年7月17日（金）～令和8年7月22日（水） （ただし、21日（火）を除く。）	301	40
合計		785	132

■ 令和８年度川崎市教科用図書選定審議会意見等一覧

	学識者分科会	校長分科会	保護者分科会
高等学校	●かわさき教育プランの目指す姿にもあるような、子どもたちが自分たちで考え、学びやすい教科書かどうかが調査の中で反映されているとよい。 ●義務教育とは違うことも踏まえながら選定していくことも大切だ。	●外国語について、色合いが見やすく淡い色調でつくられていると感じた。 ●社会科について、見開き区切りよく単元が終わるようになどの工夫がされている。 ●理科について、大判サイズでわかりやすくなっている。小さいサイズで内容が盛りだくさんなものもある。 ●専門学科について、入学してくる子どものニーズに合わせて検討されている。	●教員がどのように工夫して教科書を活用したのか、工夫点を示すと採択された教科書の実効性を立体的に見ていくことにつながる。 ●先生が使いやすいもので選ぶのがよい。先生にとっての視点がその先の生徒に影響する。
特別支援学校等	●色々な特性をもった子どもたちに合わせて、日々接している先生方が適切な教科用図書を選定していることが伝わってきた。 ●学校教育目標に照らし合わせるなど学校が組織として教科用図書の選定に取り組み、子どもたちが良い形で活用してほしい。	●多くの小中学校では交流級の教科書を使い、必要に応じてほかの資料で学習するなど指導の個別化を図っている。 ●文字が多いページもあるが 状況に応じた使いようを考えることが大切である。	●量の多い少ないが視覚的にわかったり、触覚で感覚的に掴ませたりと大変わかりやすい。個々に応じて教科書を選ぶ観点は昔にはなかった。 ●特別支援教育は一人ひとりで教材を選んでいる。個別最適化されている。一人ひとりの課題は先生が把握しているので、先生が親身になって選んだものは相応しい。

フロー図①

高等学校における教科用図書の採択手順

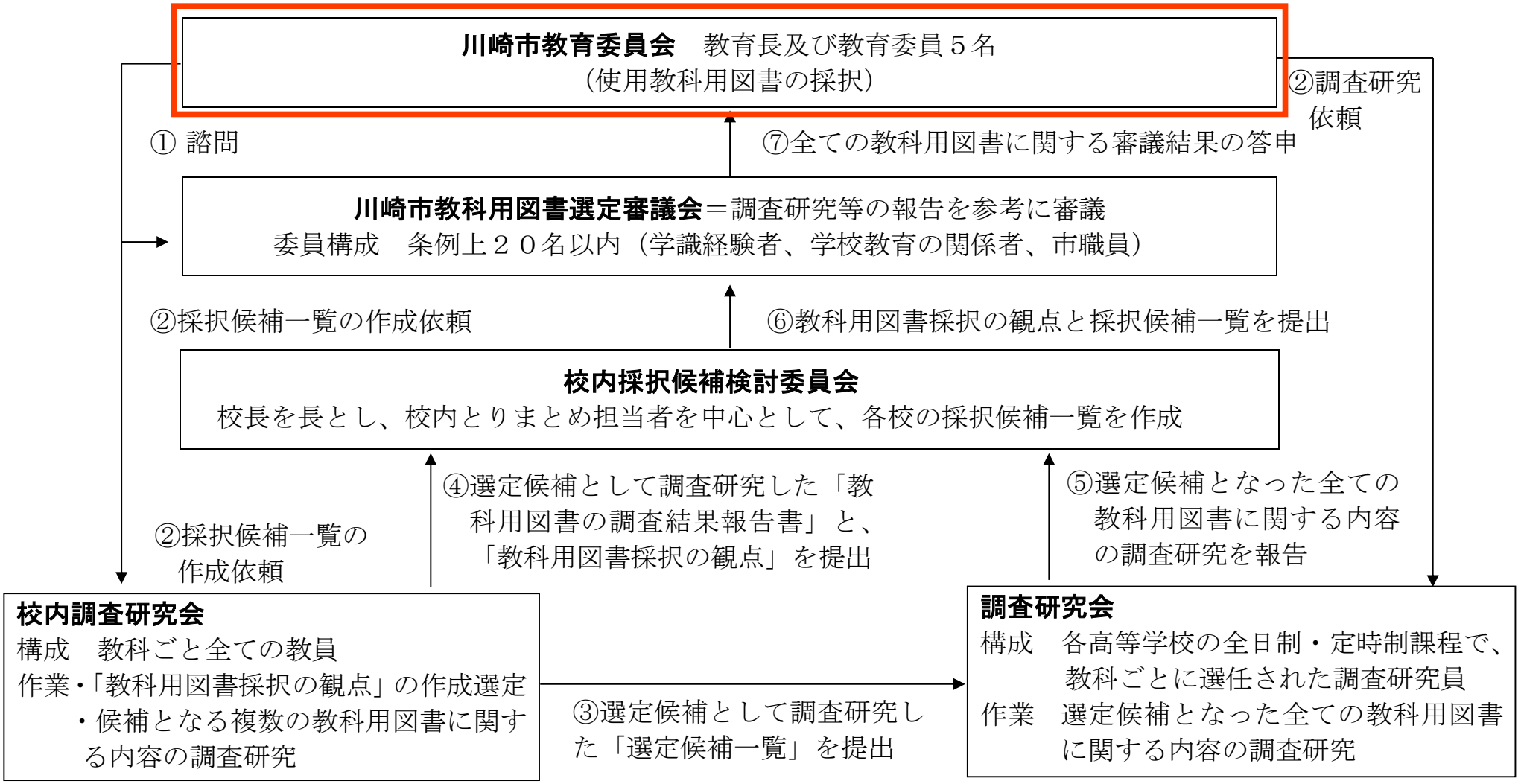

フロー図②
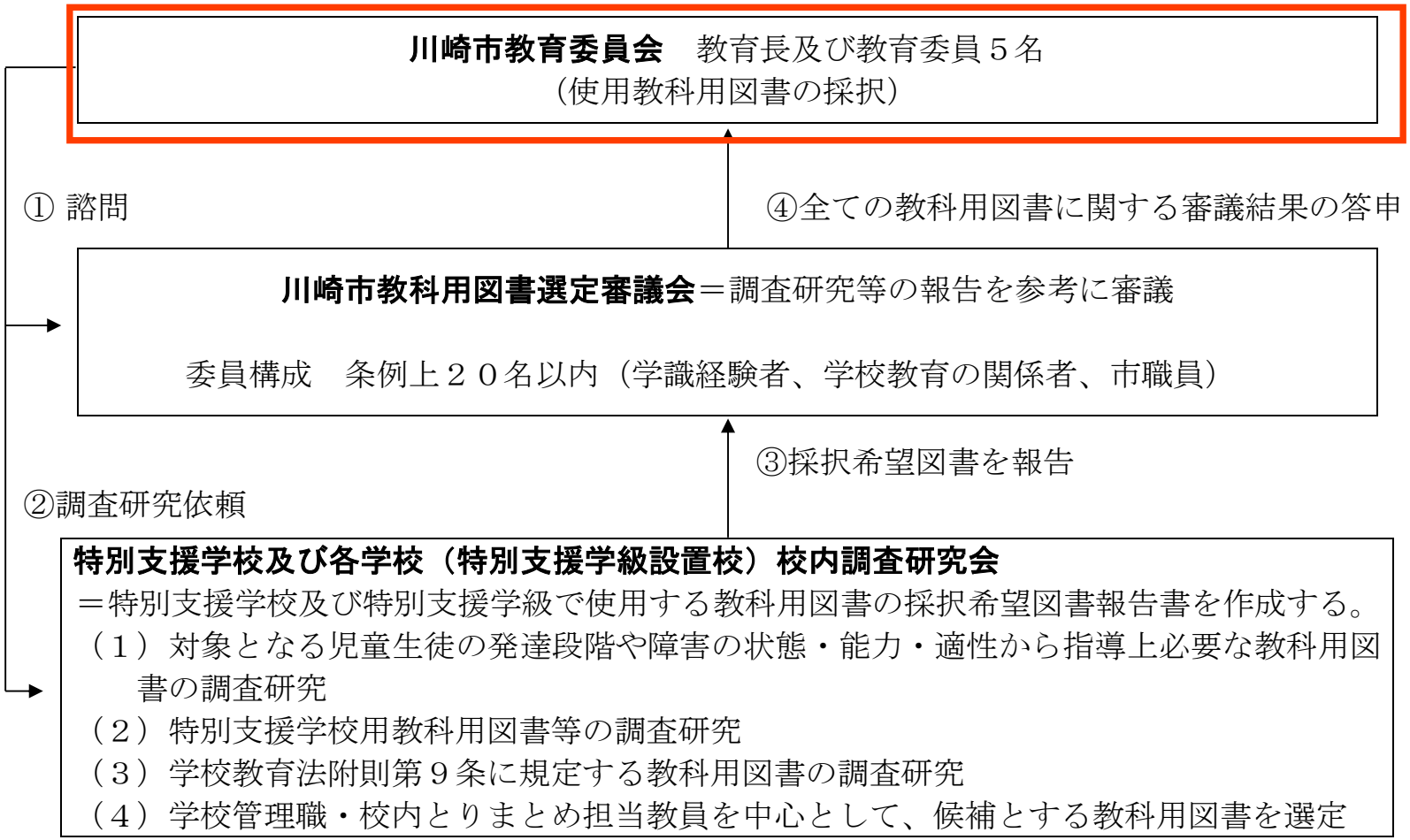
特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択手順